

行宮 2022004  
令和 5 年 6 月 30 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

行政システム九州株式会社  
宮崎支店  
支店長 甲斐 和延



令和 3 年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金における  
児童手当受給者対象条件の誤りについて(お詫び)

謹啓 貴市益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金における児童手当受給者対象条件につきましては、児童手当の令和 3 年 4 月分支給対象者を判断条件とすべきところ、受給資格を有していることのみで判断していたため、児童手当の支給停止者に対しても積極的支給の対象者としておりました。弊社システムの条件誤りにより誤支給が発生し、市民の方ならびに職員の皆様方に多大なるご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、誤支給金額にあたる延岡市損失 5 万円につきましては、「損失補償」としてお支払いいたしたく、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

今後の対応におきましては、同様の事案を発生させないためにも国の事業仕様確認の徹底に併せ、出荷情報発信時の目的や影響範囲のご説明等を確実にを行うことを徹底して参ります。また、貴市ご担当課様におかれましては検証作業について引き続きよろしくお願い申し上げます。

今後とも貴市のご信用とご厚情をいただける様、誠意をもって対応して参ります。何卒、変わらぬご愛顧賜ります様よろしくお願い申し上げます。

謹 白